

**地域福祉計画の策定と実践を推進する各主体の緊張・協働関係**

—行政・社協・住民の三者関係に着目して—

○ 島根大学 加川 充浩 (5078)

〔キーワード〕 地域福祉計画、小地域福祉活動、公私協働

**1. 研究目的**

本研究の目的は、次の2つを明らかにすることである。第一は、複数回にわたる地域福祉計画の策定がどのように行われているのか、についてである。地域福祉計画は、全国的にみても、決して策定率が高くない。地域福祉計画は住民参加を得ながら策定することで、地域のガバナンスを向上させることが関係者（福祉実践者、行政・政策立案者、研究者など）により期待されたにもかかわらず、である。一方、本研究で扱う島根県松江市の地域福祉計画は、すでに3度にわたって策定されている。計画策定率が高くないなか、計画の具体的内容と特徴を明らかにすることは、実践上も意義があると思われる。

第二には、「複数回にわたる計画策定」が可能となるシステムを明らかにすることである。従来の研究でも「策定できない理由」については関心が払われている。反面、「策定可能な理由」についてはさらなる研究の蓄積が必要と思われる。小論は後者について考察する。

**2. 研究の視点および方法**

研究では、次の2点について焦点を当てたい。

第一は、策定過程と実施過程の両面に着目することである。従来の研究では、前者の策定過程自体を検討したものが多し。これは、地域福祉計画は策定過程のあり方が重要である、との指摘が実践上も研究上も一貫してなされてきたためである。最重要課題とされたのは、策定過程における「住民参加」を担保することである。松江市でも様々な工夫で住民参加を取り入れてきた。加えて近年、住民参加による策定過程は評価しつつも、策定後の実施過程も視野に入れた研究の必要が求められている。つまり「計画あって実践なし」という状況は、実践・研究の両面からみても好ましくない、という問題意識である。本研究では、策定が複数回の計画を扱うため、実施過程のあり方も踏まえることが可能である。

第二に、分析にあたって着目するのは「行政・社協・住民の相互関係」と「3者の循環」である。先に結論めいたことを述べるが、この3者の活動が互いに影響し合うことが地域福祉計画の策定を推進するのではないかと、という仮説について論じる。

研究方法は、主には参与観察である。筆者は、第3次計画へ策定委員会副委員長として関わった。同時に、行政職員、社協職員、地域包括支援センター職員を対象としたヒアリング、および行政・社協が作成した第一次資料も用いている。

### 3. 倫理的配慮

本研究においては、対象者、当事者、および個人が特定されることのないよう配慮している。本研究の過程においては、日本社会福祉学会研究倫理指針を遵守している。

### 4. 研究結果

ここでは、計画が策定されるまでの手続きについて述べる。第3次の地域福祉計画では、複数の参加アクターが関与してきた。各アクターが表明した課題、解決方法、および計画への提言を総合して、計画の内容が決定された。各アクターの役割を踏まえつつ、計画を完成させるまでの手続きを述べておく。

まず、住民と専門職が参加するワーキンググループ（WG）が結成された。WGはワークショップを開催し、課題と解決策を多数あげる。次に、それらに優先順位を付けて、計画で扱う内容を検討する。その作業を担うのは、策定委員会（と事務局）である。策定委員会は、重要と思われる福祉課題については、改めてWGに検討を委ねる。WGは再度のワークショップを開催する。そこで課題を検討し、その内容を策定委員会に提示する。

策定委員会での議論を基に事務局は計画の骨子を作成していく。並行して、事務局はWGと策定委員会以外からの意見聴取の機会を設ける。第3次計画においては、地区社協からの提言を受けた。これは、地区社協が現在までの小地域福祉実践をもとに、第3次計画に必要と考える内容をまとめたものである。

行政内部では、福祉以外の部課も参加する庁内関係会議を開催し、提言を受けた。また、専門職のヒアリングも行った。以上の各アクターからの意見を総合して、事務局（行政と社協の両者）は計画体系を策定し、策定委員会です承を得た。

### 5. 考察

上記では、各アクターがどのような活動をしたのかをみた。ここでは、各アクター間の関係が如何なるものであったかを述べる。特に、行政、社協、および地区社協（住民）という主要な3者の関係について整理しておく。

第一は、行政と社協との関係である。法的にみて、地域福祉計画の策定主体は行政である。行政は、計画を企図することで他のアクターに大きな影響を与える。社協は、コミュニティワーク技術を駆使することで、行政との間に緊張関係と協力関係を構築する。

第二は、社協と地区社協の関係である。社協は、地区社協の計画策定や組織運営を支援することで影響力を発揮する。一方、地区社協は計画の実践の担い手として、社協に存在意義を示すことになる。

第三は、行政と地区社協の関係である。行政は、政策・計画を通じて、地区社協をコントロールする。また、地区社協の活動にオーソリティを付与する。地区社協は、実践者として、自らの活動を通して政策へ関与しようとする。